② 平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐ トンネル（ＮＡＴＭ）については、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記の要件を全て満たす施工実績を全ての構成員が有すること。

(a) 内空断面積（一般部の覆工後内空面積）が55㎡以上であること。

(b) トンネル掘削及び覆工の施工延長が1,400m以上であること。

(c) 当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、(a)から(c)は同一のトンネルで施工した実績であること。

㋑ コンクリート橋上部については、コンクリート橋上部工事で、下記の要件を全て満たす施工実績を構成員のうち１社が有すること。

(a) 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b) 橋梁形式がラーメンまたはアーチ形式のＰＣ橋であること。

(c) 最大支間長55m以上であること。

(d) 架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

(e) 当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、(a)から(e)は同一の橋梁で施工した実績であること。

③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

㋐ １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑ 平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ⅰ）トンネル（ＮＡＴＭ）については、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で上記⑵②㋐の要件を満たす施工経験。ただし、同一のトンネルで施工した経験であること。

ⅱ）コンクリート橋上部については、コンクリート上部工事で、上記⑵②㋑の要件を満たす施工経験。ただし、同一の橋梁で施工した経験であること。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする（ただし、特定建設工事共同企業体の組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合は出資比率要件は求めない。）。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。（ただし、特定建設工事共同企業体の組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合は構成員において決定された者とする。）

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」（ただし、特定建設工事共同企業体の組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合は「特定建設工事共同企業体協定書㈱」。）によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８ 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９ 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号　釜石山田道路工事特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

国道45号　吉浜道路工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 13 日

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１ 工事名　国道45号　吉浜道路工事

２ 工事場所　岩手県大船渡市三陸町越喜来～吉浜　地内

３ 工事内容

【橋梁下部】《越喜来高架橋下部》橋脚３基、深礎杭３基、仮設工一式

【トンネル（ＮＡＴＭ）】《吉浜トンネル》トンネル内空断面積62.6㎡、掘削Ｌ＝1,644m、支保工Ｌ＝1,644m、覆工Ｌ＝1,644m

工期　契約締結日の翌日から平成26年10月31日まで

４ 申請の時期

平成23年12月13日から平成24年１月11日まで（土曜日、日曜日及び休日（年末・年始の期間（平成23年12月29日から平成24年１月３日まで）を含む。以下同じ。）を除く。）。なお、平成24年１月11日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５ 申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。